

告 示

埼玉県告示第六百二十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年埼玉県告示第千五十五号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和七年八月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県深谷市幡羅町一丁目九番二の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
トリクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
原位置での浄化による除去

